

大和市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第36号

大和市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

大和市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める規則(平成25年大和市規則第39号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。)」を、「3人以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」に改める。

第41条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「又は」を「、」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加える。

第42条第3項、第43条、第57条第3項、第68条第2項及び第69条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第74条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第79条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。